

# 練馬区簡易補強工事仕様書

平成 19 年 3 月 30 日

18 練都建第 832 号

改正 令和 5 年 1 月 20 日

4 練都東第 40439 号

## (趣旨)

第 1 この仕様書は、練馬区耐震化促進事業助成要綱(以下「要綱」という。)に基づく簡易補強工事において、必要な事項を定めるものとする。

## (適用)

第 2 この仕様書の適用については、つぎのとおりとする。

### 1 工法

在来軸組工法、伝統的工法(土壁や垂れ壁付き独立柱の多い工法)および枠組壁工法(ツーバイフォー構法)の戸建住宅に適用する。

### 2 階数

平屋建ておよび 2 階建てとする。

### 3 適用除外

平面的な混構造および段差の大きいスキップフロア構造には適用しない。

## (耐震計画評定)

第 3 工事施工者との工事請負契約に先立ち、要綱第 18 条に基づき、一般診断法・精密診断法のいずれかにより耐震改修計画評定を受け、耐震計画評定結果報告書(Iw0.7 相当適合)を取得する。なお、簡易補強工事までの業務は建築士が行い、業務の流れは、原則として別表 1 のとおりとする。

### 1 耐震計画評定申請書等の作成

耐震計画評定を受けるに当たり、耐震計画評定申請書等をつぎのとおり作成する。

要綱第 11 号様式「耐震計画評定申請書」

補強設計概要

案内図

現場調査表

一般社団法人練馬区建築設計事務所協会作成「木構造耐震補強工事特記仕様書」

工事概要・外部仕上げ表・内壁仕上げ表

平面図

- ア A3 サイズとする。
- イ 縮尺は 1/50、ただし A3 サイズに入らない場合は 1/60 とする。
- ウ 補強前の壁と補強する壁が区別できるように記入する。
- エ 補強前の壁の仕様および補強する壁の仕様を記入する。
- オ 補強する壁には通しの壁番号を記載する。
- カ 壁の調査位置および床の傾斜測定位置などを記入する。
- キ (11)に規定する写真の撮影位置および方向を記入する。
- ク 精密診断法による場合は、壁の両側の柱の柱頭および柱脚の接合方法を記入する。
- ケ 精密診断法による場合は、壁の調査位置および柱の倒れ測定位置などを記入する。

耐力壁および柱の位置図

- ア A3 サイズとする。
- イ 縮尺は 1/100 とする。

耐震診断計算書

- ア 一般診断法または精密診断法による。
- イ 補強前の計算書一式と補強後の計算書一式を作成する。

総合所見

補強主旨および補強の考え方などを記入する。敷地内にブロック塀等がある場合は、備考等に所見を記入する。

写真

- ア 外観写真および内観写真についてはそれぞれ 2 枚以上とする。

イ 床下、1階天井裏、小屋裏についてはそれぞれ1枚以上とする。一般診断法においては、可能な範囲でよい。

練馬区住宅簡易耐震診断実施要綱に基づく簡易耐震診断を実施した場合は、簡易耐震診断報告書一式。

## 2 補強計画の実施

1に規定する耐震計画評定を受ける際に実施する補強計画は、つぎのとおりとする。

### 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」における一般診断法（時刻歴応答計算を除く）または精密診断法により耐震診断を実施する。原則として、一般診断法の流れは別表2、精密診断法の流れは別表3によるものとする。

### 実地調査

(1)に規定する耐震診断の実施に当たり、つぎに示すとおり実地調査を行う。

#### ア 調査概要

構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定するものをいう。）および屋根ふき材（屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する部分等をいう。）の配置、形状、寸法、劣化の度合等に関する調査を行う。精密診断法においては、接合の緊結の度合、腐食、腐朽または摩擦の度合、材料強度等に関する調査を行う。

#### イ 基礎の調査

実地調査のうち基礎については、基礎の形状および状態、1.0mm以上のクラックの位置、基礎内部の鉄筋の有無などを調査する。精密診断法においては、寸法ならびにアンカーボルトの有無および径などを調査する。

#### ウ 調査の方法

外観調査および内部調査により行う。

### 補強計画案の作成

(1)に規定する耐震診断の結果、評点が0.7相当を下回る場合、評点0.7相当以上となる補強計画を作成する。

### 補強計画における耐震工法

建築基準法施行令第 46 条第 4 項第 1 号に規定する軸組により補強する工法とする。なお、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価を取得した工法等で区長が認めたものについても適用できるものとする。

#### 接合部に使用する金物

補強計画において接合部に使用する金物は、つぎに示す金物とする。なお、工に規定する区長が認めた工法において、金物も含めて一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価を取得したもの等についてはこの限りではない。

ア 公益財団法人日本住宅・木材技術センターの規格として承認する Z マーク表示金物（木造軸組構法住宅用）、C マーク表示金物（木造枠組壁工法住宅用）

イ 同センターの規格と同等以上の性能を有するとして認定する D マーク表示金物

ウ 同センターが品質および性能を評価して認定する S マーク表示金物  
基礎の設計

基礎の設計は、つぎに示すとおりとする。

ア 無筋コンクリート造の基礎でその損傷が激しい場合、補強部分およびその両端から 455mm 以内の部分については、原則として鉄筋コンクリート造の布基礎により補強する。

イ 軟弱地盤と判断できる場合は、鉄筋コンクリート造の布基礎で補強する。

ウ 玉石、石積、ブロック積などの場合、補強部分およびその両端から 455mm 以内の部分については、鉄筋コンクリート造の布基礎により補強する。

エ 1.0mm 以上のクラックについては、エポキシ樹脂を注入するなどにより補修する。

#### （工事請負契約）

第 4 簡易補強工事の工事請負契約書の添付図書は、原則、つぎのとおりとする。

民間(七会)連合協定工事請負契約約款（令和 5 年 1 月 1 日改正）または民間建設工事標準請負契約約款（平成 22 年 7 月 26 日中央建設業審議会決定）

第 3 に規定する耐震計画評定結果報告書（Iw0.7 相当適合）

### 第3 1(1)から(12)に規定する書類

(業務内容)

第5 業務の内容はつぎのとおりとする。

#### 1 簡易補強工事

第4に規定する簡易補強工事の工事請負契約書に基づき、簡易補強工事を実施する。

#### 2 工事内容の変更

##### 耐震計画評定

簡易補強工事の内容を変更するときは、要綱第18条に規定する耐震計画評定を受け、同条第5項の耐震計画評定結果報告書(1w0.7相当適合)を取得する。なお、同報告書(1w0.7相当適合)を取得できない場合は助成金が交付されない。

##### 耐震計画評定申請書の作成

(1)に規定する耐震計画評定を受けるに当たり、耐震計画評定申請書等を第3 1に基づき作成する。

##### 変更契約

請負契約の変更をする場合、変更内容を書面および図面に記載し、事前に練馬区に相談した上で要綱に規定する決定または承認を適切に受けた後に行う。

#### 3 中間検査

##### 中間検査の受検

練馬区が指定した工程に達した場合、要綱第19条に基づき中間検査を受ける。中間検査において検査員から指摘があれば是正し、是正後、検査員の確認を受ける。

##### 中間検査受検時における書類の作成

(1)に規定する中間検査を受けるに当たり、検査書類をつぎのとおり作成し、検査員に提出する。

##### ア 耐震改修工事の設計図書

##### イ 受験する中間検査までの施工報告書

ウ 受験する中間検査までに施工した全補強箇所におけるつぎの写真

- ・既存部分を解体した状態で、基礎、土台、アンカーボルト、柱、はり、壁、ブレース、接合部など部材の既存状況が確認できる写真（補強箇所の通し番号が把握できるようにし、柱頭部、柱脚部および全景の3枚以上とする）
- ・補強工事の施工中および完了時における基礎（あと施工アンカー施工状況、配筋状況等）、土台、柱、はり、筋かい、面材、金物、アンカーボルト、壁、ブレース、接合部など部材の状況が確認できる写真（補強箇所の通し番号が把握できるようにし、柱頭部、柱脚部および全景の3枚以上とする。必要に応じ、寸法が分かるよう撮影する。）

エ 補強材に鉄骨を使用する場合

鉄骨の鋼材検査証明書（ミルシート）、部材寸法（メンバー）の確認表

オ 補強材に鉄筋を使用する場合

鉄筋の鋼材検査証明書（ミルシート）、配筋写真

カ 補強材にコンクリート等を使用する場合

コンクリート等の配合計画書

キ 使用材料が適正とわかる構造計算資料

ク その他区長が必要と認めた書類

4 完了検査

完了検査の受検

耐震改修工事が終了した場合、民間建築物の場合は要綱第19条に基づき、完了検査を受け、耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）を取得する。なお、同報告書（適合）を取得できない場合は助成金が交付されない。

完了検査受検時における書類の作成

ア 耐震改修工事の設計図書

イ 工事監理報告書

ウ 全補強箇所におけるつぎの写真

- (ア) 既存部分を解体した状態で基礎、土台、アンカーボルト、柱、はり、壁、ブレース、接合部など部材の状況が確認できる写真（補強 箇所の

通し番号が把握できるようにし、柱頭部、柱脚部および全景の3枚以上とする)

(イ) 補強工事の施工中および完了時における基礎(あと施工アンカー施工状況、配筋状況等)、土台、柱、はり、筋かい、面材、金物、アンカーボルト、壁、ブレース、接合部など部材の状況が確認できる写真(補強箇所の通し番号が把握できるようにし、柱頭部、柱脚部および全景の3枚以上とする。必要に応じ、寸法が分かるよう撮影する。)

エ 道路後退による塀や門の撤去・移設がある場合は、後退したことがわかる写真(後退寸法が分かるよう撮影する。)

オ その他区長が必要と認めた書類

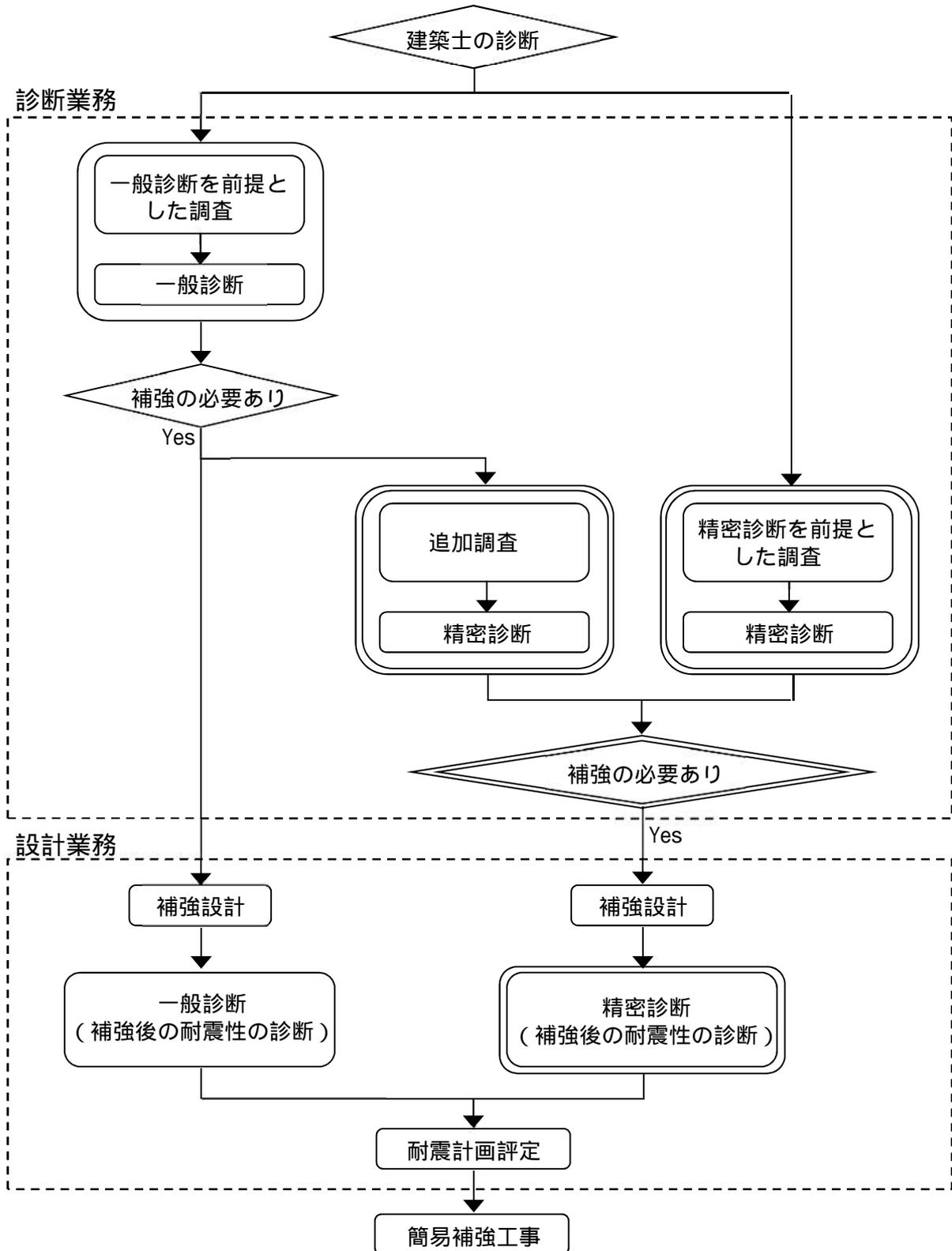
(関係法令の遵守)

第6 第5に規定する業務の実施に当たっては、関連する法律および条例等を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第7 第5に規定する業務で取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、練馬区個人情報保護条例(平成12年3月練馬区条例第79号)に従い適切に管理しなければならない。

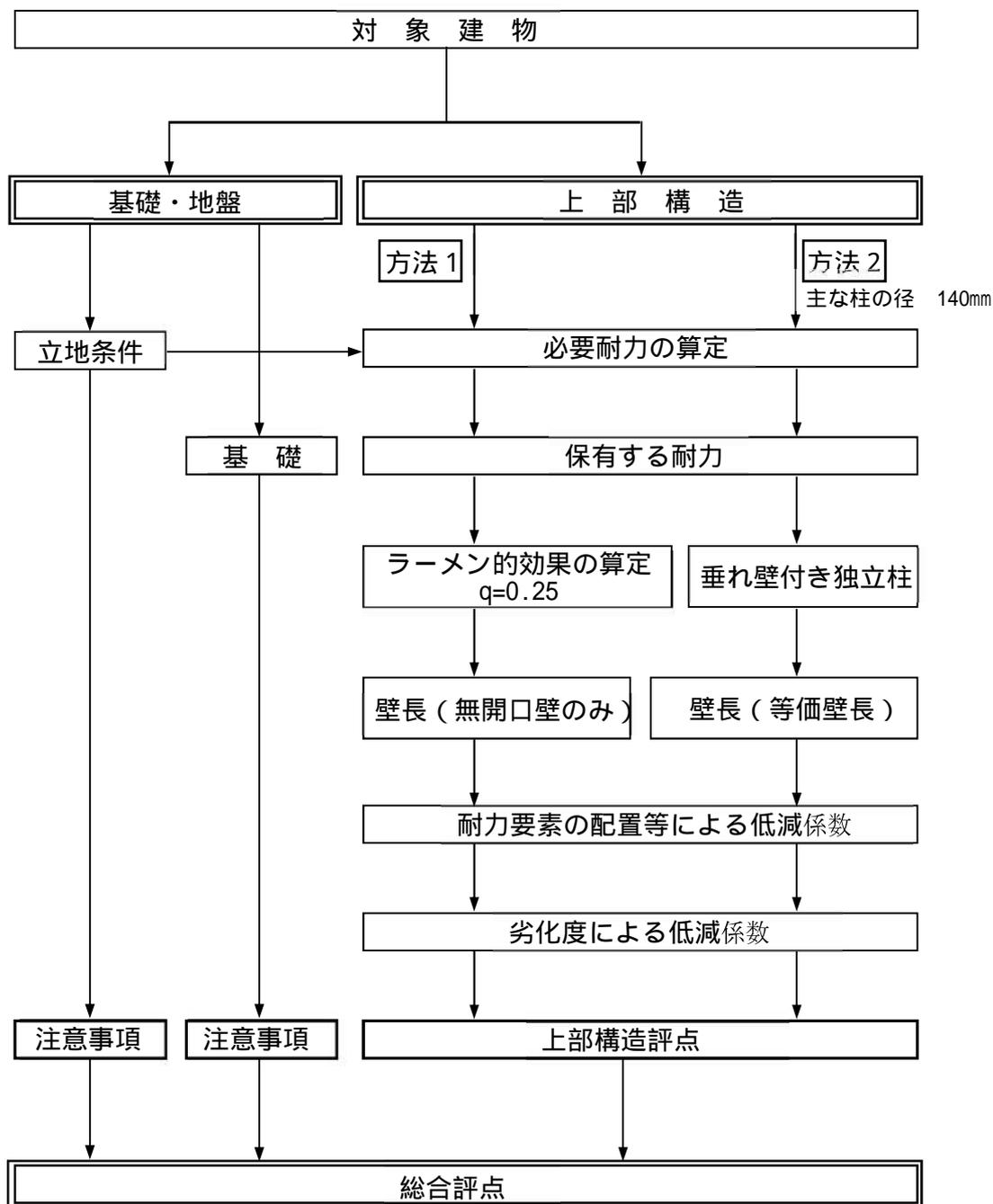
簡易補強工事までの流れ



練馬区簡易補強工事仕様書 第3 2(2)に基づく調査

- ・精密診断法においては、寸法ならびにアンカーボルトの有無および径なども調査する。
- ・追加調査を行う場合は精密診断法を満足させるための調査を行う。

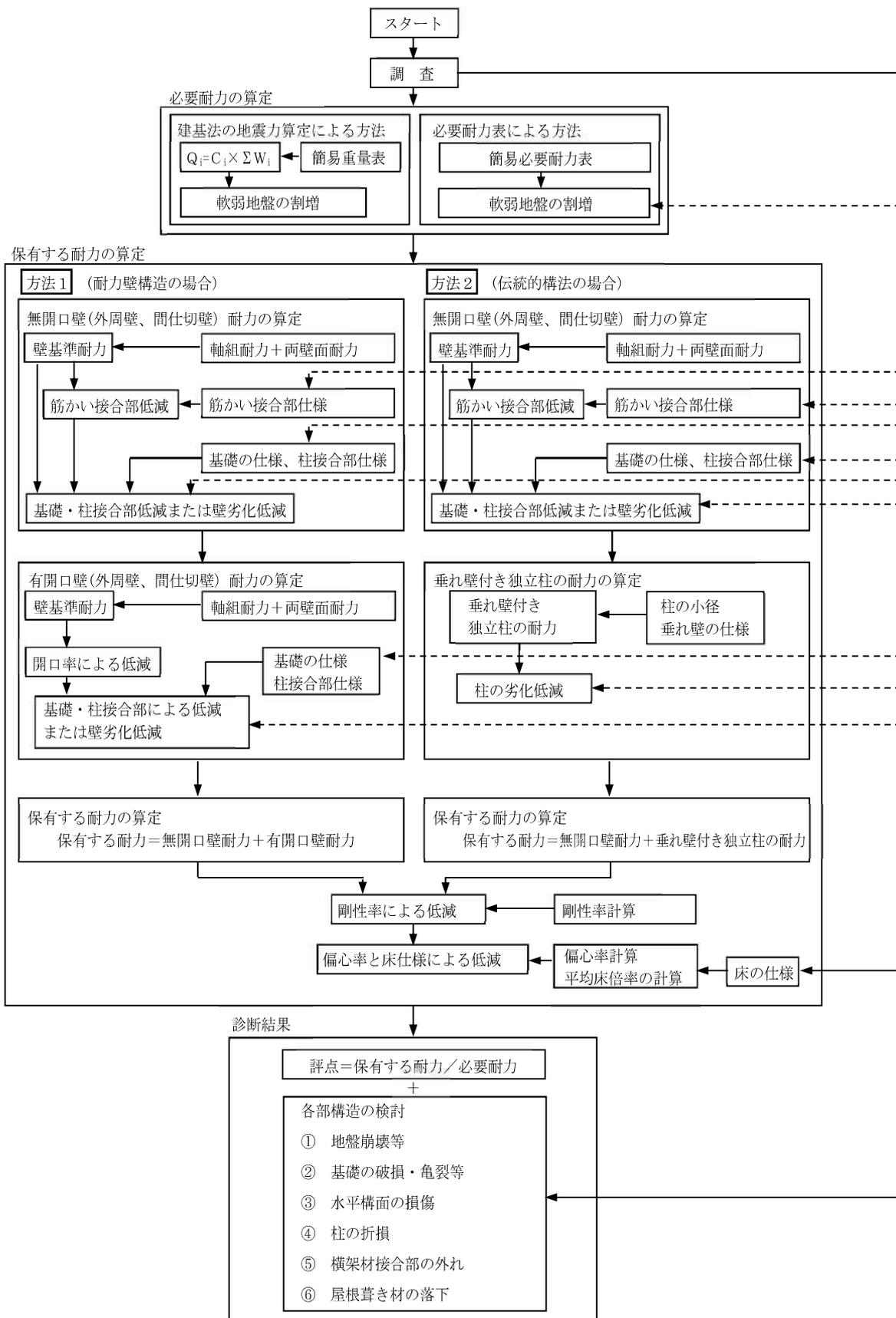
## 一般診断法の流れ



地盤および基礎は上部構造の評価に含まれないが、地震時に上部構造に直接影響を及ぼすため、現場調査時に十分な調査を行うこと。

保有耐力算定に伴う壁仕様は現場調査表にならい調査を行い、不明な壁の壁基準耐力（1.96kN/m）はできるだけ使用せず、現状に見合った調査および評価を行うこと。

精密診断法の流れ



(参考様式)



.....年.....月.....日

練馬区耐震化促進事業助成要綱準拠

## 工事請負契約書

この契約の証として本書二通を作成し、両者が記名押印しそれぞれ一通を保有する。

委託者(甲) 住所: .....

(電話番号: .....) )

氏名: .....

受託者(乙) 住所: .....

(電話番号: .....) )

氏名: .....

件名			
所在地			
業務内容			
構造	木造 ( )	鉄骨造	鉄筋コンクリート造  その他
用途		建築確認	昭和 年 月 日
階数	地上 地下		第 号
建築年月	昭和 年 月 日	設計図書	有 無
延べ面積	m <sup>2</sup>	増築の有無	
契約期間	工事請負契約成立のときから 日間 ( 年 月 日まで )		
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税額 ¥ )		
支払い	工事着手時 ¥ 工事完了時 ¥		
特記事項	別紙仕様書および民間(七会)連合協定工事請負契約約款による 別紙仕様書および民間建設工事標準請負契約約款による		